

令和5年度CSマイスター派遣事業 実施要領

1 趣旨

文部科学省は、コミュニティ・スクールや地域学校協働活動について、知識と情報が豊富であり、実践に携わった実績を有する者を「CSマイスター」として委嘱し、教育委員会等に対して派遣する。これにより、全ての公立学校におけるコミュニティ・スクールの導入及びその機能の充実を図る。

2 依頼主体

CSマイスター派遣の依頼は教育委員会からとする。市区町村教育委員会からの依頼は、都道府県教育委員会を通じて文部科学省へ申し込む。

なお、教育委員会以外の団体等の事業においてCSマイスターの派遣を希望する場合は、当該事業を教育委員会と共催で実施することを条件とする。

3 派遣種類

(1) 依頼派遣（教育委員会等からの依頼による派遣）

【内容】

コミュニティ・スクールを導入しようとしている又は導入済みでその機能を充実しようとしている教育委員会及び関係者への説明・助言を行う。

【CSマイスター】

教育委員会は、CSマイスターを指名することができる（特に指名がない場合は文部科学省が派遣するCSマイスターを選定する）。

市区町村教育委員会へのCSマイスターの派遣については、都道府県教育委員会の伴走支援の下、CSマイスターと連携して実施する。

【費用負担】

CSマイスターの派遣に係る謝金及び旅費は、依頼する教育委員会等が負担する。

《派遣活用場面例》

- ・コミュニティ・スクールを導入する自治体の教職員及び地域関係者への説明会
- ・高校へコミュニティ・スクールを導入するための校長を対象とした説明会
- ・コミュニティ・スクール推進の実施手法を教育委員会とCSマイスターで計画
- ・県内の市区町村教育委員会コミュニティ・スクール担当者研修会
- ・地域学校協働活動推進員や地域コーディネーター等の研修会 等

(2) プッシュ型派遣（文部科学省からの積極的派遣）

【内容】

文部科学省は、コミュニティ・スクールの導入が進んでいない自治体に対し、導入に向けたコンサルティング等を行うCSマイスターを都道府県教育委員会又は政令指定都市教育委員会へ計画的に派遣する。

【派遣対象自治体】

市区町村や都道府県立学校におけるコミュニティ・スクールの導入が進んでいない都道府県や政令指定都市を対象とし、都道府県教育委員会等と協議の上、文部科学省が選定する（対象自治体の選定期間は令和5年4月内とする）。

【CSマイスター】

派遣するCSマイスターは、自治体の意向を踏まえ文部科学省が選定する。

【費用負担】

CSマイスターの派遣に係る謝金及び旅費は、文部科学省が負担する。

4 実施期間

(1) 依頼派遣については、以下を期間とする。

受付期間 令和5年4月10日(月)～令和6年1月31日(水)

派遣期間 令和5年5月1日(月)～令和6年2月29日(木)

(2) プッシュ型派遣については、以下とする。

実施期間 令和5年5月1日(月)～令和6年1月31日(水)

派遣回数 派遣の総時間数は最大12時間とする

5 申し込み方法(依頼派遣のみ)

① 文部科学省ホームページ「学校と地域でつくる学びの未来」内の、CSマイスター派遣事業「申込様式」をダウンロードする。

<https://manabi-mirai.mext.go.jp/torikumi/chiiki-gakko/cs.html>

② 「申込様式」に必要事項を記入の上、文部科学省の担当係へメールで送付する。

《市区町村教育委員会は、都道府県教育委員会(コミュニティ・スクール所管課)を通じて文部科学省へ申し込む》

6 依頼派遣から終了までの流れ

① 【研修前(派遣決定前)】

文部科学省は、申し込み内容をもとに審査を行い、派遣の可否及び派遣するCSマイスターを当該教育委員会等に連絡する。

② 【研修前(派遣決定後)】

派遣が決定した当該教育委員会等は、研修会等の開催要項を作成し、派遣実施日の2週間前までに文部科学省及びCSマイスターに提出する。

③ 【研修当日】

当該教育委員会等は、研修を実施するとともに、別紙「参加者アンケート」を実施する。

④ 【研修後】

当該教育委員会は「参加者アンケート」を、派遣されたCSマイスターは別紙「業務報告書」を文部科学省に提出する。

7 CSマイスターに関する情報

詳細は、文部科学省ホームページ「学校と地域でつくる学びの未来」内で、4月3日以降に公表する。

<https://manabi-mirai.mext.go.jp/torikumi/chiiki-gakko/cs.html>